

質疑・回答書

告示番号	第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項	回 答	
1	現場説明書 V に残土、残塊、汚泥の積算の考え方を明記されておりますが、参考として積算上考えておられる処分地をご教示願います。	別紙「積算処分地一覧」を参照して下さい。	
2	現場説明書 VII に列車見張員の配置が必要と明記されておりますが、弊社職員で阪急の資格である土木工事責任者を配置する必要はございますでしょうか。	阪急電鉄株式会社が発注する工事ではないため、必要ありません。	
3	現場説明書 VII に公園協議と明記されておりますが、公園管理者はどこになるのでしょうか。また、工事用地をどの範囲で借用頂けるのかご教示願います。借地料は本工事で発生しないと考えて宜しいでしょうか。	豊中市環境部公園みどり推進課になります。工事用地は、公園内西側約900㎡を使用させていただくことで協議済みですが、受注後の詳細協議は必要です。借地料は発生いたしません。	
4	現場説明書 IX に積算単価を明記されておりますが、資材単価(大阪府)平成25年度と明記されておりますが、何月を採用されているのでしょうか。また、処分費も大阪府単価を採用されていると思いますが何月を採用されているのでしょうか。	資材調査単価は、大阪府都市整備部が平成25年4月に発行したものです。月ごとの更新はされていません。処分費も同じく、大阪府都市整備部が発行したもので、平成25年度下半期を採用しています。	

質疑・回答書

告示番号	第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項	回 答	
5	シールド機本体は業者見積により決定されていると思われませんが、運搬費以外の項目で直接工事費に含まれていないものはございますでしょうか。また、諸経費の対象にならない項目はございますでしょうか。	見積りのうち、設計費、工場組立費、試運転費、塗装費、文字書き、油脂、消耗品、現地組立費、運転指導費は含まれておりません。諸経費の対象にならない項目もありません。	
6	直接工費のうち異型セグメントの一部を諸経費の対象外にする以外に、諸経費の対象外となっている直接工事費はございますでしょうか。	ありません。	
7	水は処分費としての取扱いをされているのでしょうか。	そのように考えて結構です。	
8	積算上の水の料金設定方法をご教示願います。	豊中市上下水道局臨時用水道料金を採用しております。(ホームページを参照して下さい)	

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp

質疑・回答書

告示番号	第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項		回 答
9	<p>シールド掘進機の運搬は特大品の補正を掛けていると思われませんが、地域補正は行われていないと考えて宜しいでしょうか。</p>		<p>そのように考えて結構です。</p>
10	<p>列車見張員の単価決定は業者見積によるとと思いますが、昼・夜の単価調査をされております。しかし、設計書には深夜(1.5)の明記もございます。下記のいずれで決定されているのでしょうか。①昼・夜とも業者見積を採用②昼の単価を採用し、夜はその昼単価の1.5倍③夜の単価を採用し昼は夜の1/1.5④その他</p>		<p>② 昼の単価を採用し、夜はその昼単価の1.5倍としています。</p>
11	<p>異型セグメントの価格を決定する上でストレートとテーパの価格を提出している会社がおられると思いますが、ストレート価格とテーパ価格を区分して積算されているのでしょうか。区分されている場合は、1,200幅・300幅ともに区分されているのでしょうか。</p>		<p>ストレート価格とテーパ価格の区分はしていません。</p>
12	<p>異型セグメントの価格を決定する上で有効桁数は何桁で考えておられるのでしょうか。その桁数にするに際して、丸めは切り捨て・四捨五入のいずれで考えておられるのでしょうか。</p>		<p>有効数値4桁、丸めは切り捨てとしています。</p>

質疑・回答書

告示番号	第29号	件 名	平成26年度下水道築造工事(原田中央幹線・その2)
No	質疑事項		回 答
13	技術管理費のうち諸経費の対象外になっている項目がございましたらご教示願います。		ありません。
14	一般管理費の前払い金に対する補正は行っていないと考えて宜しいでしょうか。		そのように考えて結構です。
15	経費計算において、地域は市街地と考えて宜しいでしょうか。		そのように考えて結構です。
16	スクラップは直接工事費として積算されていると考えて宜しいでしょうか。また、諸経費の対象と考えて宜しいでしょうか。		そのように考えて結構です。

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp